

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、1967年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、1971年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを堅持してきました。

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎への原爆投下という未曾有の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である日本国民の悲願であります。

今日、国際社会の緊張が高まり、安全保障環境は一層厳しさを増しています。

しかし、こうした時代だからこそ、戦争被爆国としての我が国の倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められています。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではありません。

よって国会及び政府は、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家の理念を重んじ、国是である非核三原則を尊重し、堅持することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

- 衆議院議長
- 参議院議長
- 内閣総理大臣
- 法務大臣
- 総務大臣
- 外務大臣
- 防衛大臣